

橋梁等定期点検調査及び長寿命化修繕計画策定業務委託契約に係る一般競争入札について

橋梁等定期点検調査及び長寿命化修繕計画策定業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和7年6月5日

豊中市長 長 内 繁 樹

1 入札に付する事項

(1) 業務名

橋梁等定期点検調査及び長寿命化修繕計画策定業務委託

(2) 対象地域

豊中市市内一円

(3) 業務概要

橋梁定期点検調査 N＝88橋

歩道橋定期点検調査 N＝13橋

長寿命化修繕計画策定 N＝1式

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

(5) その他

本入札は、郵送入札により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において豊中市物品等入札参加資格「82都市計画・交通関係調査業務」の認定を受けていること。

(3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 平成27年4月1日から開札日までに、業務概要と同種の国、地方公共団体及び特別区が発注する橋梁の点検業務及び長寿命化修繕計画策定業務を元請けとして履行した実績があること。

(6) 業務委託契約1件の契約金額が40,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。共同企業体については、出資比率に応じて算出した金額であること。）以上の橋梁の点検業務を履行した実績があること（開札日において完了済みであること。）及び業務委託契約1件の契約金額が18,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。共同企業体については、出資比率に応じて算出した金額であること。）以上の橋梁の長寿命化修繕計画策定業務を履行した実績があること（開札日において完了済みであること。）。)

(7) 配置予定の管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有するものであること。

なお、管理技術者と照査技術者とは兼ねることができないので、それぞれに資格を有する者を配置すること。

ア 技術士 建設部門（登録部門が「鋼構造及びコンクリート」に限る。）又は総合技術監理部門（建設部門の選択科目に限る。）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）の規定に基づく登録を行っている者

イ シビルコンサルティングマネージャー[RCCM]（登録部門が「鋼構造及びコンクリート」に限る。）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者

ウ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定に基づき技術管理者

として国土交通大臣に認定された者（登録部門が「鋼構造及びコンクリート」に限る。）

- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (9) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 図面、設計書、特記仕様書、現場説明書及び豊中市物品購入契約等入札心得等（以下「設計図書等」という。）の配付

(1) 設計図書等の配付

設計図書等は、申込書類に記載の連絡先に事前に電話連絡した上、令和7年6月17日（火）に電子メールにて送付することにより配布する。本入札に参加を希望する者は、電子メールに添付されている設計図書等に不足がないことを確認し、送信元メールアドレスに当該確認をした旨返信すること。設計図書等のファイル形式はPDF形式とする。

(2) その他

設計図書等の内容についての質疑の方法、日時及び場所は、現場説明書で指示する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市都市基盤部基盤整備課（第二庁舎4階）
電話（06）6858-3091

(2) 期間

令和7年6月5日（木）から令和7年6月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 申込書類の提出及び入札方法並びに入札参加資格の確認等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(4)に定めるところに従い、一般競争入札参加申込書（様式1）（以下「申込書類」という。）を提出しなければならない。

- (2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(3) 申込書類の配付

ア 配付期間

令和7年6月5日（木）の午後1時から午後5時まで及び令和7年6月6日（金）から令和7年6月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配付方法

「豊中市ホームページの目次＞まちづくり・環境＞道路・橋梁（橋梁等定期点検調査及び長寿命化修繕計画策定業務委託契約に係る一般競争入札）」に掲載する。

(4) 申込書類の提出期間及び方法

ア 申込書類の提出期間

令和7年6月5日（木）の午後1時から午後5時まで及び令和7年6月6日（金）から令和7年6月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申込書類の提出方法

持参又は郵送によりウの提出先に提出すること。なお、郵送の場合は、令和7年6月12日（木）午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市都市基盤部基盤整備課（第二庁舎4階）

(5) 入札の場所、日時及び方法

ア 入札書の提出方法

郵送入札にて行う。郵送による入札については、現場説明書及び「郵送による入札について」で指示する。

イ 入札書の提出期間

令和7年6月17日（火）から令和7年7月3日（木）午後5時15分まで
豊中市都市基盤部基盤整備課（第二庁舎4階）必着

ウ 開札日時

令和7年7月4日（金）午後1時

エ 開札場所

豊中市役所 第二庁舎4階 都市基盤部会議室

オ ウ及びエに記載している日時及び場所で立会いを希望する入札参加者がいない場合は、入札参加者に代わり、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと、入札書の開札を行う。

(6) 資格審査書類の提出及び期間等

ア 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格を確認するので、当該落札候補者は、エに定めるところに従い次に掲げる書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

（ア） 一般競争入札参加資格確認審査申込書（様式2）

（イ） 2(6)に係る業務委託契約書の写し

（ウ） 業務内訳書（落札候補者用）

イ 期限までに資格審査書類を提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

ウ 配付方法

資格審査書類については、「豊中市ホームページの目次＞まちづくり・環境＞道路・橋梁（橋梁等定期点検調査及び長寿命化修繕計画策定業務委託契約に係る一般競争入札）」に掲載する。

エ 提出期限及び方法

（ア）提出期限

令和7年7月7日（月）午後1時

（イ）提出方法

オの提出先に持参することにより行う。

オ 提出先

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市都市基盤部基盤整備課（第二庁舎4階）

カ 入札参加資格確認審査を行った結果、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(7) その他

ア 入札書、申込書類及び資格審査書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札書、申込書類及び資格審査書類は、返却しない。

ウ (4)イ、(5)ア及び(6)エ(イ)に定める提出方法以外の方法による入札書、申込書類及び資格審査書類の提出は、受け付けない。

エ (5)で指定した日時及び方法で入札をしない者は、本入札の参加を辞退したものとみなす。

6 入札方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札回数は、1回を限度とする。
- (3) 本入札については、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける。
- (4) 設計図書等の配付時に現場説明書において予定価格を公表する。

7 落札者の決定

開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、5(6)により提出された資格審査書類により入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。また、落札者が決定しなかった場合再度の入札を行う場合は、別途通知する。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第120条各号に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 契約の締結

契約書を作成する。

11 その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、豊中市物品購入契約等入札心得を遵守すること。

入札参加者が1社の場合には、当該入札を中止する場合がある。

12 問合せ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市都市基盤部基盤整備課（第二庁舎4階）

電話（06）6858－3091